

和歌山市資源集団回収の実施等に関するガイドライン

平成24年4月1日
和歌山市 市民環境局
環境事業部 一般廃棄物課

資源集団回収の実施にあたり活動の指針となるよう次のとおり策定しましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

和歌山市では、ごみの減量・リサイクルの推進、また、市民の排出機会の増加を目的として団体による資源物の集団回収を推進しています。

資源集団回収の活動にあたっては、一定の基準のもと適正に実施する必要があります。実施に際しては次の事項に留意してください。

- ① 市が回収する日と同一日に実施した場合は、資源集団回収の対象とはなりません。ただし、ごみ集積所以外で資源集団回収をする場合は除きます。
- ② 排出機会の増加という観点から、市が回収する日と資源集団回収日の間隔（概ね一週間程度）をあけるようにしてください。
ただし、毎月何曜日などと固定して実施日を定めている場合は除きます。
- ③ 市が回収する日に資源ごみ集積所に排出された資源物を集団回収とすることはできません。
- ④ 市が回収する日に資源ごみ集積所に資源物を排出しようとする市民の排出を拒んだり、資源集団回収へ排出させるよう強要しないでください。
- ⑤ 市の回収する日以外に資源ごみ集積所を利用して集団回収を行う場合は、回収した資源物の取り残しなどが無いよう万全の措置を講じるとともに、万一事故等が発生した場合には、回収団体の責任において処理し、市の回収の支障とならないようにしてください。
- ⑥ 資源集団回収の実施日を地区住民に掲示物や回覧物等で周知する場合には、市の回収日に変更になったと誤解を招く恐れのある表記はしないでください。
また、市から配布される「資源収集カレンダー」を加筆・修正しないでください。

- ⑦ 家庭以外の事業所などから排出された古紙・段ボール・空缶などは理由を問わず一切資源集団回収の対象とすることはできません。
- ⑧ 金属類の奨励金は、瓶類の質量の3倍分まで対象となります。
- ⑨ 1団体当りの奨励金は、年度当たり20万円までとなります。

1 市の責務と集団回収について

法の規定により、一般廃棄物（市民から排出されるごみも含む）の収集・運搬・処分は市町村の責務とされています。このため市民のごみ・資源物等の排出の機会を平等に確保する必要があります。

また、集団回収は、市民の排出機会を増やし、利便性の向上が図られるもので、市の回収と集団回収は区別しつつ、お互いを補完するものと考えています。

2 集積所に排出された資源物の取り扱いについて

市では、市民に「資源収集カレンダー」を配布し、収集日・収集品目等を指定し収集を行っています。

市の回収日にごみ集積所に排出された資源物を集団回収事業とすることはできません。

3 事業所から排出される資源物の取り扱いについて

事業所から排出される古紙・段ボール・空缶等の資源物は事業系廃棄物であり、排出者責任に基づいて処理されるべきものです。

回収団体登録時の提出書類

- ① 集団回収団体登録申請書
- ② 団体の規約、規則、会則その他の規定
- ③ 団体の金銭出納に係る会計帳簿
- ④ その他市長が必要と認める書類